成田市と岩渕薬品株式会社との包括連携協定書

成田市（以下「甲」という。）と岩渕薬品株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を図り、健康で安心して住み続けられるまちづくりに向けて、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が連携を図り、協働による活動を推進し、地域のニーズに対応し、健康で安心して住み続けられるまちづくりに向けて、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

（１）市民の健康づくりに関すること。
（２）地域の安全・安心に関すること。
（３）共生社会の推進に関すること。
（４）こども・子育て支援に関すること。
（５）医療・福祉のまちづくりに関すること。
（６）国家戦略特区の活用に関すること。
（７）その他甲及び乙が協議し、必要と認められること。

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

３　甲及び乙は、第１項において連携して取り組むこととした事項について、その具体的な取組方法や役割等に関し、別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間等）

第３条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面による申出を行わない場合は、有効期間を１年間更新するものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の１か月前までに書面をもって相手方に通知し、甲及び乙が協議の上、解約できるものとする。

（協定の変更）

第４条　本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更するものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく取組において知り得た秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に関係する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第６条　甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

２　甲及び乙は、相手方に対して、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
（２）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
（３）その他前各号に類似するいかなる行為

３　甲及び乙は、相手方が第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちにこの協定を解除することができる。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月２日

甲　千葉県成田市花崎町７６０番地
成田市

成田市長　小泉一成

乙　千葉県四街道市鷹の台一丁目５番
岩渕薬品株式会社

代表取締役社長　岩渕琢磨